

令和6年

村山市木造住宅耐震診断士 派遣事業についての ご案内



村山市

村山市木造住宅耐震診断士派遣事業について

●制度の目的

大地震において木造住宅の倒壊と人的被害を軽減し、震災に強いまちづくりを推進するために、村山市が耐震診断士を派遣して住宅の耐震診断を実施するものです。

●制度概要

住宅所有者の求めに応じ、市で認定した耐震診断士を建築士事務所の団体の協力を得て派遣し、一般耐震診断を行います。

●対象区域

市内全域です。

●対象建築物

平成12年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の戸建て住宅です。

●事業費及び負担割

1棟あたり120,000円で、本人負担が4,000円、残り116,000円を村山市と国が1/2ずつ負担します。

●実施規模

令和6年度 8戸実施予定です。

●申し込み方法等

所定の申し込み用紙に記入のうえ、村山市建設課まで提出してください。派遣が決定しますと診断士より日程等を連絡します。

なお、本人負担の4,000円は診断結果通知時に市に支払うこととなります。

お問合せ・申し込み

村山市建設課建築係 TEL 55-2111 内線238

● 耐震改修工事に関する補助金について

村山市住宅リフォーム支援事業費補助金

住宅のリフォームで耐震補強計画にそって一部でも耐震改修工事を行えば、市の補助金の限度額が嵩上げされます。また能登半島地震をうけて、防災ベッドや耐震シェルター等設置した場合の補助率、補助金を拡充します。

補助金額

【一般的なリフォーム】 工事費の10%（上限20万円）

*部分的な耐震補強工事を行うと最大で工事費の10%で限度額30万円まで拡充されます。

【県要綱に該当するリフォーム】 工事費の20%（上限32万円）

*申請者が移住・新婚・子育て世帯に該当する場合は、工事費の1/3（上限40万円）まで拡充されます。

【高効率給湯器を導入する場合】 5万円加算

【減災対策工事】 工事費の80%（上限30万円）

村山市木造住宅耐震改修工事費補助金

木造住宅の耐震診断により、総合評点が1.0未満と診断された住宅に対し、改修工事に係る費用の一部を補助します。

補助基準及び補助金額

- ・総合評点が1.0以上となる耐震改修工事を行う場合

工事費の8/10（上限80万円）

- ・総合評点が0.7以上1.0未満となる耐震改修工事を行う場合

工事費の8/10（上限40万円）

※どちらの補助金も契約及び工事着工前に申請が必要になります。

※村山市住宅リフォーム支援事業費補助金と村山市木造住宅耐震改修工事費補助金は併用することができます。